

第6回 伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 令和5年6月2日(金)
開会 15時00分
閉会 15時35分
2. 場 所 市役所 大会議室
3. 出 席 14名
4. 欠 席 0名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	8	前田 勉	○
2	池田 良一	○	9	山口 光壽	○
3	鶴田 裕幸	○	10	湊上 幸雄	○
4	吉村 幸夫	○	11	松永 久美子	○
5	梅村 幸臣	○	12	相良 安夫	○
6	力武 正光	○	13	堤 正樹	○
7	西山 哲	○	14	副島 敏和	○

議事録署名者 2番 池田 良一

9番 山口 光壽

5. 事務局職員

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	松尾 省吾	農地係長	末吉 亜紀
書記	池田 靖	書記	江口 隆星

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案第26号	農地法第5条の申請について
議案第27号	農地法第3条の申請について
議案第28号	農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化促進事業]について

8. 報告事項

議案第15号	農地法第18条第6項通知の受理について
議案第16号	農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

9. 連絡事項

なし

議長	<p>みなさん、こんにちは。 (挨拶) それでは、ただいまより第6回農業委員会会議を開会します。 本日の欠席者はいません。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は2番 池田 良一委員、9番 山口 光壽委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、3つです。</p> <table data-bbox="331 674 1430 902"> <tr> <td>議案第26号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>議案第27号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>議案第28号</td> <td>農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td> 利用権設定 通年</td> <td>16件</td> </tr> <tr> <td></td> <td> 農地中間管理事業</td> <td>12件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、2つです。</p> <table data-bbox="331 1010 1278 1137"> <tr> <td>報告第15号</td> <td>農地法第18条第6項通知の受理について</td> <td>17件</td> </tr> <tr> <td>報告第16号</td> <td>農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について</td> <td>397件</td> </tr> </table> <p>となっております。 それでは、議事に入ります。 議案第26号 農地法第5条の申請について、事務局から説明をお願いします。</p>	議案第26号	農地法第5条の申請について	2件	議案第27号	農地法第3条の申請について	6件	議案第28号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について			利用権設定 通年	16件		農地中間管理事業	12件	報告第15号	農地法第18条第6項通知の受理について	17件	報告第16号	農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について	397件
議案第26号	農地法第5条の申請について	2件																				
議案第27号	農地法第3条の申請について	6件																				
議案第28号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について																					
	利用権設定 通年	16件																				
	農地中間管理事業	12件																				
報告第15号	農地法第18条第6項通知の受理について	17件																				
報告第16号	農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について	397件																				
事務局	<p>議案第26号 28番についてご説明します。 議案は1ページになります。 図面は1ページから6ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 借受人が一般住宅建設をするための申請です。 農地区分は第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案は1ページ、29番になります。 図面は7ページから12ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が一般住宅建設をするための申請です。</p>																					

事務局	<p>農地区分は第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第26号 については以上2件です。</p>
議長	<p>それでは28番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>ここは、家の前の畑に一般住宅を建てるということでした。特に問題ないところですよ。区長さん、生産組合長さんの印もありましたので、私も印を押しました。ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>28番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、29番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>ここは立ち退きで家を建てるということでした。問題ないところですよ。区長さん、生産組合長さんの印もありました。ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>29番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、農地法第5条の申請2件については承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第27号 農地法第3条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第27号 6件について御説明いたします。</p> <p>議案は2ページから3ページになります。 申請事由や経営状況を掲げております。 全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>議案第27号 については以上6件です。</p>
議長	<p>議案第27号 について議案の2ページから3ページを見ていただき、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p>

議長	<p>特に無いようですので、議案第27号 農地法第3条の申請については許可といたします。</p> <p>続きまして、議案第28号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年16件について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第28号 利用権設定の通年について御説明します。</p> <p>議案の4ページから6ページに明細書を、7ページから16ページに農用地利用集積計画書を掲げております。</p> <p>借受人が10名、貸付人が14名で、面積は田が38,319㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおります。</p> <p>議案第28号 利用権設定の通年については以上です。</p>
議長	<p>議案第28号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、議案第28号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年については申し出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第28号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]農地中間管理事業(集積計画一括方式)について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第28号 農地中間管理事業について御説明いたします。</p> <p>議案の17ページから19ページに明細書を、20ページから29ページに農用地利用集積計画書を掲げております。</p> <p>貸付人から公社、公社から借受人への利用権設定となっております。</p> <p>田が49,653㎡、貸付人9名、借受人6名となっております。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおります。</p> <p>議案第28号 農地中間管理事業については以上12件です。</p>
議長	<p>議案第28号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]農地中間管理事業(集積計画一括方式)12件について、御意見、御質問はございませんか。</p>

議長	<p><なし></p> <p>特に無いようですので、議案第28号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]農地中間管理事業（集積計画一括方式）12件については申し出のとおりに決定します。</p> <p>議案についての審議は以上になります。 続きまして、報告事項に移ります。</p> <p>報告第15号 農地法第18条第6項通知の受理について事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第15号 について御説明します。 議案は30ページから35ページになります。</p> <p>17件受理しており、解約の事由、通知の内容については記載のとおりです。</p> <p>報告第15号 については以上です。</p>
議長	<p>報告第15号 農地法第18条第6項通知の受理について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、報告第16号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第16号 について御説明いたします。 議案は、36ページから53ページになります。</p> <p>397番については所有者から非農地相談があり、現地確認を行った結果、非農地相当であったため、当該農地を非農地と判断するとして報告しております。</p> <p>1番～396番については昨年8月から9月にかけて実施しました農地パトロールにおいて、荒廃して耕作することが困難な農地については非農地判断をしていただきました。</p> <p>非農地判断をした対象地452筆の所有者に対して、令和5年4月19日付けで「非農地判断にかかる事前のお知らせ」を行い、所有者の意向確認を行いました。</p> <p>その結果、今後農地として復旧し管理するなどの連絡があった農地が56筆あ</p>

事務局	<p>りました。</p> <p>連絡がなかった396筆280, 283㎡と5月10日までに非農地の相談があった1筆458㎡の計397筆280, 741㎡について、所有者等に対して「非農地通知」を発送します。</p> <p>報告第16号 についての説明は以上です。</p>
議長	<p>報告第16号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、これで報告事項を終了します。</p> <p>これで第6回農業委員会会議を閉会します。</p>
	<p><<<議事終了>>></p>